

生涯学習・社会教育関係職員研修講座

令和8年4月28日(火)10:00~15:00 青森県総合社会教育センター 受講者17名

1 内容

【テーマ】

「社会教育のきほんのき」

～社会教育法を読んだら「職員として大切にしたいこと」が見えてくる！？～

【講師】弘前大学 教育学部 准教授 こしむら やすひで 越村 康英 氏

【経歴】

2001年度から11年間にわたり、東京都大田区および北区の教育委員会で社会教育指導員として勤務され、区民大学、日本語教育、家庭教育学級、ジュニアリーダー研修会など幅広いプロジェクトに携わる。その経験を活かし、2020年10月から弘前大学教育学部の准教授として教育・研究活動に従事。また、青森県生涯学習審議会委員、青森県社会教育委員、弘前市社会教育委員など社会教育の推進に尽力している。

【講義要旨】

- 社会教育職員の「しごと」に取り組む上で、根拠法である社会教育法を深く読み込むことが必要です。職員として基軸にしたいことなどがいくつも見えてきます。
- 社会教育とは、学校教育以外の教育活動であり、すべての人々に開かれた営みです。生活や地域に根ざして相互主体的に学び合うところに本質があります。よりよく生きる、よりよい地域・社会を創造する（自治）ことにも結び付いています。
- 社会教育の概念を深く理解するには、憲法との関連で考えることも重要です。憲法第26条では、すべての人々の「教育を受ける権利」（学習する権利）が明示され、社会教育活動も含め、国民の権利として捉えることが重要です。
- 社会教育行政の原則は、「市町村主義」「非権力的助長行政（学習権の保障）」「住民参画」です。住民にとって最も身近な市町村の社会教育行政が中心的役割を担います。社会教育活動への関わり方は、「サポート・バット・ノーコントロール」（支援はするが、統制的な支配は行わない）が基本です。また、社会教育委員制度などの住民参画の仕組みを活かし、住民の意向を的確に反映した社会教育行政の実現を図っていくことが求められます。
- 社会教育事業に携わる上でも、住民の生活や地域の現実に根ざしたテーマ・課題の設定、住民参画の事業づくり、住民の「学習の自由」を尊重することなどが大切になります。

2 受講者の感想

- ・社会教育に関する基本的なことを確認でき、大変勉強になりました。また、参加者の話を聞くことができ、参考になりました。普段業務で関わりのある方と直接お会いすることができ参加してよかったです。
- ・「地域の主人公は地域住民であり、地域でやれることを自分たちでやれるように支えていく」という越村先生のお話がとても響きました。生活の中のいたるところに社会教育があったこと、あるんだということに改めて気付かされました。

